田原会計 NEWS

2020 年 9 月 1 日(火)

〒400-0032　山梨県甲府市中央 5-5-19
田原会計事務所　TEL 055-225-3622　FAX 055-227-7714
Email　tahara0423@tkcnf.or.jp

レジ袋の有料化と医療費控除

令和 2 年 7 月 1 日からレジ袋の有料化義務

2020 年 7 月 1 日から、すべての小売業でレジ袋の有料化が義務化されました。医療機関を受診後に交付される、処方箋で薬を購入する際に、調剤薬局が薬を入れる袋も、対象となっています。

レジ袋は医療費控除の対象となるのか？

調剤薬局では、薬代とレジ袋代が別々に会計されていますが、レジ袋代も医療費控除の対象となるのでしょうか？

（1）別々に会計されるということは、調剤薬とは別という認識であるから対象外

（2）調剤薬を入手するためのものであるから医療費控除の対象

（3）ケースバイケースで、対象となるものと対象外となるものに分かれる

（4）その他、のいずれでしょうか？

医療費控除とは

処方箋による調剤薬の購入は、「治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価」として所得税法で医療費控除の対象とされています。薬そのものは対象ですが、薬購入時のレジ袋も控除対象と言えるのでしょうか？

医療費控除対象の区分基準として、医療を受けるに際して直接必要で医療機関等に支払うものは医療費とされています。また、タクシー代などの医療を受けるのに直接必要なもので第三者に支払う対価も、医療費に含めることができます。

一方で、自己の都合による差額ベッド代や親族などに支払う付添料、さらに入院時の病院食以外の外食や出前は、自己都合による費用として対象外とされています。

以上のことからすると、「医療品としての調剤薬の購入に際して調剤薬局に支払うレジ袋代」は、調剤薬を入手するために第三者である調剤薬局に直接支払う費用として医療費に含めてよいのではないかと考えられます。一方で、買い物袋（いわゆるエコバッグなど）を持参しないのは自己都合だから対象外とすべきという意見もあるかもしれません。しかしながら、買い物に際して、購入者側にまで買い物袋の持参義務が課されてはいない現状では、そこまで否定するには無理があるでしょう。

よって、直接調剤薬のみを入れてもらうレジ袋は医療費控除対象、調剤薬以外の買い物もしていればどちらが主かで決める、調剤薬を入れるためのエコバッグの購入費用は対象外というように分かれるのではないかと考えられます。

申告時までに国税庁から何らかの指針が表明される場合もあります。申告に際しては会計事務所にご相談ください。